

公益信託 オオバまちづくり基金

2021 年度 募集要項

本基金は、宮城県内におけるまちづくりに関する活動に対する助成により、住民の自主的なまちづくりやコミュニティの維持、形成が促進され、もって明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、宮城県内の震災復興を支援するため株式会社オオバが資金を拠出して平成 27 年 9 月に設定されました。

1. 助成対象

(1) 助成対象者

下記(2)に掲げる助成対象活動を行う個人又は団体を対象とします。

(2) 宮城県内において行われる以下に掲げる活動等（東日本大震災からの復興に資する活動は積極的に取り組む方針です）

①宮城県内のまちづくりのための街並みや環境の形成・整備、防災・減災等に資する活動

②宮城県内のまちづくりのための地域コミュニティ形成、活性化に資する実践活動

③宮城県内のまちづくりのための調査研究や啓蒙活動

*助成対象のイメージは、裏面をご参照ください。

(3) 活動助成対象期間

助成対象となる活動期間は、2022 年 3 月から 2023 年 2 月までの活動です。

活動が複数年にわたる場合、全体の事業計画も提出してください。

(助成は単年度毎に行うため各年度毎に申請が必要となります。連続して助成される可能性は排除していませんが、活動の自立を推奨します。)

2. 助成件数及び金額

10 件程度 総額 500 万円

(1 個人又は 1 団体当たりの助成金額に制限はありません。)

*裏面記載の経費は、原則として助成の対象となりませんのでご注意ください。

3. 応募方法

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、後記宛先へご郵送下さい。申請書は後記照会先記載の URL からダウンロードして下さい（お電話でのご請求も承ります）。

なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

4. 募集期間

2021 年 11 月 1 日（月）～2021 年 11 月 30 日（火）（消印有効）

5. 選考方法及び通知

募集締切り後に開催する本基金運営委員会における選考を経て決定の上、2022 年 2 月頃にその結果を書面にてお知らせします。

6. その他

(1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。

(2) 助成活動終了時に、活動報告書、会計報告（収支計算書、領収書等の確証写し）等を提出して頂きます。

(3) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

7. 申請書の提出先・問い合わせ先

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

公益信託 オオバまちづくり基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） **FAX 03-5232-8919**

申請書 URL

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

【助成対象活動のイメージ】

(1) 宮城県内のまちづくりのための街並みや環境の形成・整備、防災・減災等に資する活動(持続可能な開発目標(SDGs):ゴール11「住み続けられるまちづくりを」に資する活動)

- ①防災・減災(防災訓練、防災活動・震災の伝承等)
(例) ・住民による避難弱者に配慮したきめ細かな避難ルールづくりや訓練への支援
・防災意識の普及・啓発のためのイベント開催
・震災の伝承等、災害時の経験を残す活動
- ②景観(景観形成活動支援イベント等)
(例) ・良好な景観を維持・形成するためのルールづくりや実践活動に対する支援
・景観資源をつないだ散策・観光ルートの開発
・散策ルートや景観資源を多くの人に親しんでもらうための案内板の設置
- ③環境(環境美化活動支援等)
(例) ・震災により公園が失われた地域で子供向けの遊び場を新設する活動
・遊休地の雑草の刈り払いや水路の泥上げ等による良好な地域環境の形成
- ④産業(産業まつり 等)

(2) 宮城県内のまちづくりのための地域コミュニティ形成、活性化に資する実践活動

- ①まちづくり(まちづくりに関わるコミュニティ形成等のソフト全般)
(例) ・防災集団移転等により新たにまちびらきをする地区におけるコミュニティの形成を図るためのワークショップの開催や広報誌の発行
・新たにまちびらきをする地域、又は高齢化・過疎化が進む地域におけるまちづくり団体、子供会、老人会、婦人会等の地域活動の担い手の育成
- ②復興(復興イベント、苗木、花の種 等)
(例) ・仮設住宅やまちびらきをする地区における夏祭り等の交流イベントの開催
・公園、歩道等の公共スペースに潤いを与えるための植栽活動への支援
・地域で親しまれた桜並木を後世に残すための樹木医の派遣や剪定作業への支援
- ③歴史・文化(伝統芸能伝承支援、伝統芸能大会費 等)
(例) ・伝統芸能を後世に伝えるためのリーダ育成や周知のためのイベントの開催
・地域に伝わる伝統的な遊びの発掘・記録や承継のためのイベントの開催
- ④まちづくりイベント等(コミュニティの形成・維持のための行事に対する助成等)
(例) ・地域の子供と高齢者を対象とした交流イベントの開催
・地域の子供と高齢者の見守りや居場所づくりを行う活動

(3) 宮城県内のまちづくりのための調査研究や啓蒙活動

- ・安心安全で持続可能なまちづくりの推進のための調査・研究
- ・減災防災、国土強靱化等のための調査・研究
- ・防災教育のための調査・研究、防災シンポ
- ・復興まちづくりのための調査・研究
- ・景観形成活動の活性化に関する調査・研究、ルールブックづくり
- ・環境保全活動の活性化に関するシンポ、ルールブックづくり
- ・地域資源を活用した名産品や観光ルートの開発
- ・地域の課題や資源を発掘・整理し、具体的な行動計画につなげるための調査や有識者を招いての勉強会の開催
- ・調査・研究の成果を普及・啓発するためのシンポジウム開催やパンフレット作成

(4) 上記(1)、(2)、(3)に対し複合的に取り組んだ活動

【※】上記いずれの助成対象活動も、助成を受ける活動が自立した活動となることが望ましい。加えて、上記いずれの助成対象活動につき、持続可能な開発目標(SDGs)に資する活動も推奨される。

【注意事項】

1. 助成対象外活動

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教活動・政治活動等に類する活動
- (3) 特定の個人・団体等の利益に寄与する活動

2. 助成対象外経費

原則として下記の経費は助成の対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 助成申請者・団体の経常的運営費（人件費や事務局の維持管理費等）
- (2) 申請活動以外でも通常使用可能な備品（パソコン・冷暖房具等）の購入費
- (3) 個人又は団体への寄付金、負担金等

3. 委任経理の取扱い

大学・研究機関等の所属機関への委任経理の取扱いを希望される場合は、申請書『助成金振込口座』欄に「委任経理希望」とご記入ください。所属機関への委任経理とする場合、間接経費の使用及び使用者の変更は認めません。